

広島県森林審議会運営要綱

(総 則)

第1条 広島県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）並びに広島県森林審議会条例（平成26年広島県条例第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(審議会の開催)

第2条 審議会は、知事の諮問のあったとき又は会長の必要と認めたときには随時開催し、その日時及び場所は会長が定めて委員に通知する。ただし、会長が選任されていない場合は、知事が日時及び場所を定めて委員に通知する。

(議 事)

第3条 会長は、審議会の議長となり議事を整理する。ただし、前条ただし書きの場合は、出席委員の互選により議長を選任する。

第4条 議長は、会議のはじめ議事録署名者2名を委員中より指名する。

第5条 議事の要綱は筆記によらなければならない。

第6条 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を述べさせることができる。

(部 会)

第7条 審議会に部会を置き、部会の名称は森林保全部会（以下「部会」という。）とする。

2 部会は、審議会の所掌事項のうち、次に掲げる事項を分掌する。

- 一 森林法第10条の2に規定する開発行為の許可に関する事項
- 二 森林法第26条及び第26条の2に規定する保安林解除に関する事項
- 三 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項に規定する「県防除実施基準」、第7条の5第1項に規定する「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定」、第7条の6第1項に規定する「樹種転換促進指針」、第7条の9第1項に規定する「地区防除指針」の策定又は変更に関する事項

3 森林保全部会長（以下「部会長」という。）は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会の会議及び総会と部会との関係)

第8条 部会において審議、決議される事項について審議会が認めるものについては、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

2 総会は、部会に対し、いつでもその所掌に属する事項について報告を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は農林水産局において行う。

(準用規定)

第10条 第2条から第6条までの規定及び第9条の規定は、部会の開催、部会の議事及び部会の庶務について準用する。この場合において、第2条の前の見出し、第2条、第3条及び第9条中「審議会」とあるのは「部会」と、第2条、第3条及び第6条中「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関して必要な事項は会長が定める。ただし、部会の運営等に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。